

市有公共建築物の木造化・木質化等の  
推進に関する指針

平成 24 年 3 月

筑西市

## 市有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針

### (目的)

第1 この指針は、市民に健康で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築と地球温暖化の防止に資するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下、「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、茨城県が定めた県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定めるとともに、市有公共建築物の木造化・木質化に関する基本的な考え方を示し、市産材及び県産材の利用を推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「市有公共建築物」とは、市が事業主体となり、整備する建築物をいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、桁等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5) 「市産材」とは、市内の森林から生産された原木（間伐材を含む）により、原則として、市内で製材された木材及び木材加工品をいう。
- (6) 「県産材」とは、県内の森林から生産された原木（間伐材を含む）により、原則として、県内で製材された木材及び木材加工品をいう。

### (木造化・木質化の基本的な考え方)

第3 市有公共建築物の木造化・木質化に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 低層の建築物（高さ13mかつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下）については、原則、木造とする。ただし、建築基準法その他の法令において耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる建築物については、この限りではない。
- (2) 木造化が適当でないと判断された建築物であっても、木造と他工法による混構造による一部木造化に努めるほか、内装等において木材の利用が可能な部分については、積極的に木質化に努めることとする。
- (3) 建築物の用途、建築費用及びその他の理由により木造化・木質化することが適当でないと判断されるものについては、木造化・木質化の対象としないものとする。

### (木材利用の目標)

第4 市有公共建築物における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 木材の利用を推進すべき建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物のうち、市が整備するものとする。
- (2) 高層・低層に関わらず、県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化を促進

することとする。

(3) 公共建築物における建築材以外の利用については、机・テーブル等の備品や文具等の消耗品に木製品の利用を推進するとともに、公共建築物における木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、その導入コスト、燃料コスト及び燃焼灰の処分を含む維持管理コストのみならず、燃料の供給体制についても考慮しつつ、その推進を図るものとする。

(4) 公共土木工事においては、自然景観等に配慮しつつ、間伐材をはじめとする県産材を積極的に活用するものとする。

(市産材及び県産材の利用)

第5 木造化・木質化を行う際に使用する木材については、市産材または県産材を積極的に利用する。

なお、利用する市産材または県産材については、原則として、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁策定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、伐採の合法性が証明された木材とする。

(国、地方公共団体以外による木造化等の促進)

第6 市は、同法施行令第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物について、積極的な木材利用の促進を図るよう普及啓発に努める。

(供給体制の整備)

第7 市は、木材利用に関する技術、流通及び製品等に関する情報を収集するとともに、法第2条に掲げる公共建築物に用いるための品質・性能が確かな乾燥材や集成材等の市産材または県産材を安定的に供給できる体制整備に努める。

(推進体制)

第8 市は、庁議を通じて、市産材または県産材の円滑な利用促進と需要拡大の取り組みに努める。

(その他利用促進に関し必要な事項)

第9 市有公共建築物の整備に当たっては、計画段階から建設コストのみならず、補修等が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コスト及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値も考慮し、総合的に判断したうえで木材の利用に努めるものとする。

(附則)

1 この指針は、平成24年3月21日から適用する。

(参考資料)

## 市有公共建築物の木造化・木質化の推進基準

区 分	木造化の推進基準		木質化の推進基準
	「防火地域・準防火地域」以外の地域	準防火地域	居室等の内装（地階・無窓居室・火気使用室を除く）
1 庁舎、事務所等	3階建て以下かつ 3,000㎡以下	3階建て以下かつ 1,500㎡以下	床，壁（床面からの高さが1.2m以下の部分）
2 学校（校舎、体育館等）	2階建て以下かつ 3,000㎡以下	2階建て以下かつ 1,500㎡以下	床，天井，壁
3 文化施設（図書館、美術館、博物館、スポーツ施設等）	2階建て以下かつ 3,000㎡以下	2階建て以下かつ 1,500㎡以下	床，壁（床面からの高さが1.2m以下の部分）
4 公会堂、集会場等	2階建て以下かつ 200㎡未満（客席床面積）	2階建て以下かつ 200㎡未満（客席床面積）	
5 病院、診療所、福祉施設等	2階建て以下かつ 3,000㎡以下	2階建て以下かつ 1,500㎡以下	
6 警察施設（地区交番、駐在所等）	3階建て以下かつ 3,000㎡以下	3階建て以下かつ 1,500㎡以下	
7 共同住宅、寄宿舍等	2階建て以下かつ 3,000㎡以下	2階建て以下かつ 1,500㎡以下	
8 倉庫等	2階建て以下かつ 3,000㎡未満	2階建て以下かつ 1,500㎡以下	
摘 要	1 面積は棟ごとの延べ面積とする。 2 すべて建築物は、高さ13m以下、軒高9m以下とする。 3 建築基準法第61条の防火地域を除いた地域とする。		1 居室には、通路は含まない。